

## 成田市入札等監視委員会議事概要（平成26年度第2回定例会議）

【日 時】 平成27年1月23日（金） 午前10時～12時

【場 所】 成田市役所6階中会議室

【出席委員】 菊地委員長、枝広委員、大木委員

1. 開 会

2. 議 事

### (1) 入札及び契約手続の運用状況等について

平成26年4月1日から平成26年9月30日までの入札及び契約手続の運用状況等について、事務局から報告を行った。

#### 委員長

運用状況について、業務委託の方が建設工事と比較して随意契約が多い、落札率が低いという状況があるようですが、原因はあるのですか。

#### 事務局

随意契約が多いというご指摘ですが、施設の維持管理等の年度当初に契約する必要がある案件については、予算措置の関係で前年度の2月、3月中に見積競争で契約の予定者を決めたため、随意契約の割合が多くなっています。

落札率が低い件につきましては、入札におきまして最低制限価格を設けているのですが、工事契約の最低制限価格が概ね予定価格の86～90%なのに対して、役務の提供などの委託契約は予定価格の60%程度の設定にしているため、最低制限価格での落札となった場合に落札率が工事契約に比べて低いという状況になります。

#### 委員長

年度当初契約の影響で、という話は以前の監視委員会でもしており、議事録でも公開しているようですので、今後はその理由等も簡単で結構ですので、初めに説明していただければと思います。

もう一つ、不調件数の増加は全国的な規模で起きていることだとは思いますが、修繕等の保全が必要な工事にも影響がある中で、市としてどのような対策を講じられていますか。

## 事務局

設計を見直して利益率が高くなるようにする、発注方法の見直しなどが考えられますが、業者の規模、能力などによって状況が変わってきますので、効果的な解決策が見いだせない状況ではあります。

## 委員長

国や県の回答を待っているだけでは解決が難しいので、その点ご検討いただければと思います。

### (2) 選定事例の審議について

平成26年4月1日から平成26年9月30日までの間に締結した契約の中から、3名の委員が事前に抽出した10件の選定事例について、次のとおり審議を行った。

#### 事例1 京成成田駅東口バリアフリー化工事

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

#### 委員

本工事は京成電鉄の軌道及び近接地で行うということで十分に計画協議をされたと思いますが、これはある意味で他の事業者が入る余地があるのか、すなわち今回の落札業者のように京成電鉄と同類の企業が落札するような流れができていたのではないかという推測ができるのですがいかがでしょうか。

#### 事業担当課

京成電鉄とは事前に計画協議を行ってまいりましたが、その際にそのような話が出たことはありませんでした。

#### 委員

今回の工事を行うにあたって再三入札がありましたが、再度入札するにあたって、予定価格や工期の見直しをどのように行ったか説明してください。

#### 事業担当課

2回目の入札を行う際に実勢率の見直しを行いました。内容としましては、鋼製建具工事について見積価格に対して50%の掛け率を設けるところを70%に、昇降機施設につきましては掛け率が45%から60%に上がっており、金属工事等についても55%から60%に上がっております。全体的に1割から4割までの増加となっております。

また、工期につきましては、現在設置されている階段を取り壊して、そこに新しいフレー

ムを入れるための枠を作るのですが、階段を取り壊す際にコア抜きを1500箇所ほどする必要があり、1日当たりの作業量を再検討した結果、解体するだけでも3か月はかかる見込みだったため、工期の見直しを行いました。

## 委員

本工事は京成電鉄もある程度負担をするのでしょうか。また、本工事完成後の維持修繕等は市と京成電鉄のどちらが管理するのでしょうか。

## 事業担当課

今後の管理につきましては、市が直接管理する形を考えております。負担につきましては、設置管理者が負担するものと考えておりますので、京成電鉄からの負担については計画協議を行った中では話は出ておりませんでした。

## 委員長

エレベーターでペDESTリアンデッキまで行って、そこから昇降機を使うということで、随行者が必要かと思いますが、どのように運用していくのですか。

## 事業担当課

エレベーター等の管理をする者、随行者等の待機所を設けることで対応していきたいと考えています。

〔以上で事例1の審議を終了〕

## 事例2 成田市いづみ清掃工場解体撤去工事

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

## 委員

4者から入札があった中で、落札業者の入札価格が他の3者と比べて極めて低い点について、どこに違いがあったと思いますか。

## 事業担当課

本工事の予定価格を設定するにあたって、清掃工場の解体の際のダイオキシン対策について環境法令に則った上で工事を行うのにかかる費用を、144トン/日以上処理能力を有するごみ処理施設の解体工事を行った実績があるおよそ28者に見積の協力を依頼したところ5者から協力いただき、その内容について、コンサルタント会社とともに精査し、最も低い金額を予定価格としました。

落札業者は今回協力いただいた業者ではありませんが、上記の実績を満たしており、また本工事着手前に聞き取りも行い、十分に業務を行える金額であると判断しております。

## 委員

工事は間違いなく行うことができるというのはわかりました。見積書の比較分析についてはどのような違いがありましたか。

## 事業担当課

今回の工事につきましては、設計施工一括で請け負う発注方法をとりましたので、請負金額を単価レベルで詳細に精査する形はとっておらず、したがって各社の詳細な内容についての比較は行っておりません。

## 委員

本工事は金額が大きい案件ですので、ある程度明細な見積を求めるのが本来の形だと思うのですが、全体の工事費だけで結論が出せるものなのでしょうか。

## 事業担当課

事前にコンサルタント会社に発注仕様書の作成を依頼しており、その際細かい項目を設けておりますが、それらを踏まえたうえで、施工方法については各業者に任せる方式を取っております。その結果、落札業者とその他の業者で価格に差がついたと考えております。

## 委員

これは個人的な考えですが、今後はある程度の明細を理解したうえで検証を行っていった方がよいのではないかと思います。

今回協力をしたコンサルタント会社は、以前から本案件と同種の分野での技術相談などをして信頼のおける会社であるということですか。

## 事業担当課

清掃工場における現状の把握と見積仕様書の作成について業者を選定するにあたり、過去に清掃施設の解体工事の監理の実績を有する業者を選定しました。

## 委員

今回の監理委託についてですが、工事の予定価格と請負金額のどちらを基にしていますか。

## 事業担当課

監理業務に必要な人工等を積み上げた見積を基にしていますので、解体工事の金額とリンクしているものではございません。

## 委員

今後跡地をストックヤードとして活用するとのことですが、どのように活用するのでしょうか。

## 事業担当課

今回解体する清掃工場の横にリサイクルプラザがあり、その機能を強化するためのストックヤードであり、また、清掃工場内で発生するスラグを有効利用するためのストックヤード

でもあります。

## 委員

そのストックヤードは環境汚染につながるものではないとの理解を周辺住民から得られていますか。

## 事業担当課

清掃工場から排出するスラグにつきましては、J I S規格を満たす安全な物であり、ストックヤードの利用の仕方等とともに地元地区の対策委員会を通じて説明し、ご理解をいただいております。

[以上で事例2の審議を終了]

## 事例3 エスカレーター修繕工事 (京成成田駅東口他)

[随意契約 (特命随契)]

[事務局及び事業担当課説明]

## 委員

先に入札に付した際に、本工事の落札候補者が入札内訳書の不備によって入札が無効になったとのことですが、どのような不備があったのでしょうか。また、入札書の金額と実際に契約をした際の金額とは同じでしょうか。

## 事務局

内訳書に記載すべき実績工事の記載に誤りが認められたため、無効となりました。契約金額は入札書に記載された金額と同じです。

## 委員長

本案件の工事場所に京成成田駅とありますが、どのエスカレーターになりますか。

## 事業担当課

京成成田駅東口にあるエスカレーターは4基ございまして、今回この4基を対象としております。

## 委員長

エスカレーターはもともと日立製ですか。

## 事業担当課

はい、日立製です。

## 委員長

定期修繕という認識で宜しいですか。

## 事業担当課

その通りです。

## 委員長

緊急性から今回特命随契となったわけですが、緊急性の部分について具体的にお答えください。

## 事業担当課

事例1の工事場所と被っており、事例1の工事着手前にこちらの工事を終える必要がありましたので、今回特命随契という形になりました。

## 委員

現在京成成田駅にあるエスカレーターは上りのみで、事例1の工事で下りのエスカレーターを設置するとのことですが、そのために要する補強工事が本修繕工事に影響があるのでしょうか。修繕の具体的内容を教えてください。

## 事業担当課

駆動機からエスカレーター本体を分割するターミナルギアというものがございまして、そのベアリングを取り換える工事でございます。

## 委員

ベアリングは取り換える時期に来ているのか、それともエスカレーターの上り下り両方に対応するために取り換えるものなのでしょうか。

## 事業担当課

ベアリングは当初の建設工事以来一度も取り換えたことが無く、定期点検に基づいた修繕計画を立てている中での今回の修繕工事でございます。

## 委員長

今回、応札者が1者のみでしたが、その原因はどこにあると分析されていますか。

## 事業担当課

建設したメーカーから部品を調達しなければならず、その調達が難しいと他の業者は判断したのではないかと考えております。

[以上で事例3の審議を終了]

## 事例4 ニュータウン地区緑地管理草刈委託（その1）

[制限付一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

## 委員

本案件も含めた緑地管理草刈委託は大体が最低制限価格での入札多数による抽選とのことですが、毎年このような感じなのでしょうか。

#### **事務局**

手元に過去の集計はございませんが、委託案件を入札に移行して最低制限価格を設けてからは概ね最低制限価格での落札となっております。

#### **委員**

予定価格の積算基準の根拠を教えてください。

#### **事業担当課**

県の統一的な積算基準を基にしております。

#### **委員**

県の基準のみではなく、緑地面積等の地域条件も勘案するのが適切だと思うのですがいかがでしょうか。

#### **事業担当課**

県の積算基準も面積や位置等の条件を基に補正されております。

#### **委員**

その基準を設ける際に条件ごとに係数が設定されているのでしょうか。

#### **事業担当課**

補正率が設定されており、条件ごとに係数は変化します。

#### **委員**

ほぼすべての案件が最低制限価格での落札でしたが、今後も続くと思いますか。また、それは望ましい入札方式だとお考えでしょうか。

#### **事務局**

発注者側としては業務が適切に行われていることが第一ですが、適切な労働環境を確保することも発注者の責任ではありますので、予定価格より低い価格での落札が続いている状況と、受注者側が適正な業務を確保できるのかどうかを併せて検討していきたいと考えております。

#### **委員**

実態をしっかりと把握して検証を行いながら望ましい入札、落札が行われることを望んでいます。

[以上で事例4の審議を終了]

## 事例5 認知症予防支援事業委託

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局、事業担当課説明〕

### 委員

この種の事業は需要が高いと思いますが、行政が主導となって動かなければなかなか進まないような事業なのでしょうか。

### 事業担当課

今回の事業は介護保険法で定められた、要支援・要介護状態になる前の方々を対象に、その方々が要介護状態にならないよう、短期的、集中的に実施している事業でありまして、介護費用の抑制につながるということもあり、市で事業を行っております。

### 委員長

3点ほど質問があります。第1点、今回かなり細やかな仕様書となっておりますが、どのような経緯で仕様書を作成したのでしょうか。第2点、現在のところ4つの会場で実施したかと思いますが、参加者数はどの程度ですか。第3点、仕様書の中に検証するとの文言がありますが、現時点で検証を行っているようでしたら、その検証状況を教えてください。

### 事業担当課

仕様書に関しましては、介護保険法の地域支援実施要綱及び介護予防マニュアルを基に作成しております。参加者数についてですが、4会場で実施し、67名が参加しております。検証につきましてですが、最初に参加者の状態の確認をして、事後に状態にどのような変化があったか確認しております。

### 委員長

検証の結果はどのように活かしていく予定ですか。

### 事業担当課

参加者間でグループを作っていたいただき、継続して事業を行っていくことを予定しております。

〔以上で事例5の審議を終了〕

## 事例6 消防職員被服（救急服他）購入

〔指名競争入札〕

〔事務局、事業担当課説明〕

### 委員長

指名業者選定基準に則って5者を指名したとのことですが、選定理由を教えてください。

#### **事務局**

選定基準は5者以上ですが、本市に登録があり、納入実績のある市内業者5者を選定しました。

#### **委員長**

市内業者で納入実績のある5者ですか。それとも市内に登録のある業者が5者だけということですか。

#### **事務局**

登録業者は他にもいますが、納入実績のある5者を選定しました。

#### **委員長**

納入実績だけですと今後も5者に限定されるかと思いますがいかがでしょうか。

#### **事務局**

指名競争入札ということで5者に限定されてしまいますが、今後につきましては、一般競争入札等も検討していきたいと考えております。

#### **委員長**

仕様が明確なのであれば、他の業者も参加できる可能性がありますので、実績だけで限定する以外の方法も検討してください。

[以上で事例6の審議を終了]

### **事例7 卸売市場排水処理施設維持管理委託**

[随意契約（見積競争）]

[事務局、事業担当課説明]

#### **委員**

契約期間が2年6か月とのことですが、これは今後一般競争入札に移行するためだと伺いましたが、施設の維持管理という継続的業務ですので業者が毎年変わるということでは、問題があるかと思われませんが、以前までの状況について教えてください。

#### **事業担当課**

当該業務につきましては、前年度まで単年度契約で見積競争を行っていましたが、落札業者は結果的に同一となっております。

#### **委員**

今後一般競争入札に移行したとして、管理業者が変わった場合に何か問題が生じるという予測はされていますか。

### 事業担当課

資格を持った業者に管理業務を任せますので、問題はないと考えております。

### 委員

卸売市場のその他の業務委託は3月までですが、契約期間のズレがあっても問題はないとお考えですか。

### 事業担当課

問題はないと考えております。

### 委員

本業務は支払が2年半に渡るわけですが、支払計画書の中でも28年度は他の2か年と違っていています。これは清掃業務や活性炭交換業務は28年度には含まれていないと考えて宜しいですか。

### 事業担当課

その通りでございます。汚泥の引抜と活性炭交換は年1回で、毎年度末を予定しています。

### 委員

そうなりますと、2年半後に契約する業者が28年度の清掃業務等を行うということで宜しいですか。

### 事業担当課

その通りでございます。

### 委員

今回の応札者8者は、その辺りを考慮して見積を行ったと考えて宜しいですか。

### 事業担当課

仕様書に毎年2月に行う旨を明記してありますので、同じ条件で見積もりを提出したと考えております。

[以上で事例7の審議を終了]

### 事例8 市長への手紙専用用紙印刷

[随意契約（特命随契）]

[事務局、事業担当課説明]

### 委員

本案件の契約の流れについて確認したいのですが、本案件はコンペ方式による契約という認識で宜しいのでしょうか。

### 事務局

市長への手紙は広報なりたに差し込むこととなりますが、その広報なりたの印刷業務をコンペ方式で決めまして、そこで決定した業者と今回特命随契にて契約を結んだ次第でございます。

#### 委員

広報誌の印刷業者がすでに決まっていたので、それに付随する市長への手紙の印刷もその業者に任せることになったということで宜しいですか。

#### 事務局

市長への手紙を広報なりたに差し込むにあたってその手間を節減出来るということから、今回随意契約となりました。

#### 委員

わかりました。

〔以上で事例8の審議を終了〕

### 事例9 学校用務員業務委託

〔随意契約（見積競争）〕

〔事務局、事業担当課説明〕

#### 委員

まず確認したいのが落札業者は人材派遣会社という認識で宜しいでしょうか。

#### 事務局

落札業者は人材派遣の許可は持っておりますが、当市の入札参加申請において人材派遣の申請を行っておりません。

#### 委員

他の業務委託のように一つの事業の完成によって支払われる対価という性質を本業務は持っておらず、用務員の給料を決定することが本業務だと認識しておりますが、見積競争という方法で業者を選定して良かったのでしょうか。例えば特命随契という方法は考えていなかったのでしょうか。

#### 委員長

私からも伺いたいのですが、本案件は特命随契までの必要性は無く、競争性を確保するために見積競争にしたということで宜しいでしょうか。また、用務員の配置は落札業者に任せて、期間中はその方に用務員としての業務を継続して行ってもらおうということで宜しいでしょうか。

#### 事業担当課

委員長のおっしゃる通りです。市から特定の個人を指定する事は無く、契約期間中は同一の方に業務を行ってまいります。

[以上で事例9の審議を終了]

## 事例10 JR成田駅東口再開発ビルホール舞台緞帳購入

[指名競争入札]

[事務局、事業担当課説明]

### 委員

落札価格が予定価格の半分未満、他の業者の入札金額も似たようなものですが、その理由はどこにあるとお考えですか。

### 事業担当課

予定価格を設定するにあたり市内、市外の複数の業者から見積もりをとりましたが、その見積の最低価格よりも今回の応札金額は低かったのですが、応札者の側の理由によるものと考えておりますので、発注側としては推測致しかねるという判断でございます。

### 委員

ここまで差が出てしまった場合、落札業者の実入りはあるのかどうか気になるのですが、行政としてはその辺りについて関与しないという理解で宜しいでしょうか。

### 事務局

基本的には落札者の責任であり、その価格で仕様通りの業務が出来るかどうかを管理、監督してまいります。業者としてはその額でも十分利益があると見込んで入札したものだと考えております。

### 委員

仕様の中で繊維の質やデザインなどについて、参考メーカーが明記してあり相当品可としてありますが、品質の保証の確認について問題はないのでしょうか。

### 事業担当課

本仕様は一般的なホールで使用されている緞帳の材質を指定しておりますので、納品したのものについても他のホールで使われているものとの比較が容易であり、問題はないと考えております。

[以上で事例10の審議を終了]

### 委員長

事例10までの審議を終えましたが、委員の皆様、全体を通じまして何かご意見・ご質問はありますか。

## 委員

さまざまな入札方法があるかと思いますが、価格差が大きい場合にはしっかりと内容を吟味していただきたいと思います。明細をしっかりと把握し、差異が生じた要因を分析し、それを今後活かしていくことが、財政を預かるうえで大事なことであり、市民に応えるお金の使い方であると思います。

## 委員長

では、これで議題2の審議を終了します。

(3) その他
---------

## 傍聴者

1名

## 次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次のとおり確認し決定した。

次回開催日 平成27年7月3日（金） 10:00～12:00

次回開催場所 成田市役所6階 中会議室

以上